

I 解 説 編

第1 災害にあったときの所得税の減免措置

1 所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要

震災、風水害、火災などの災害（以下「災害」という。）により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告によって、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法（「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいう。以下同じ。）に定める税額控除の方法のどちらか有利な方法を選択することによって、所得税の額を軽減し、または、免除を受けることができます。

これらの概要は、次表のとおりです。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失（所法 72 ①）	災害による損失のみ（災免法 2）								
対象となる資産の範囲	自己又は生計を一にする控除対象配偶者その他の扶養親族（以下「扶養親族等」という。）が有する資産（生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産、事業に係る繰延資産、山林を除く。） （所法 70 ③、72 ①、51 ①③）	自己又は扶養親族等有する住宅又は家財のみ（災免法 2）（※1、2） ただし、損害額が住宅や家財の 2 分の 1 以上であること								
控除額又は所得税の軽減額	控除額は、次の①と②のうちいずれか多い方の金額 ① 差引損失額－所得金額の 10 分の 1 ② 差引損失額のうち災害関連支出（※3）の金額－5 万円 ※ 差引損失額＝損額金額－保険金などで補てんされる金額	税額控除額は、次の額 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>所得税の軽減・減免額</th></tr><tr><td>500 万円以下</td><td>全 額 免 除</td></tr><tr><td>500 万円超 750 万円以下</td><td>2 分の 1 の軽減</td></tr><tr><td>750 万円超 1,000 万円以下</td><td>4 分の 1 の軽減</td></tr></table>	合計所得金額	所得税の軽減・減免額	500 万円以下	全 額 免 除	500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 の軽減	750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 の軽減
合計所得金額	所得税の軽減・減免額									
500 万円以下	全 額 免 除									
500 万円超 750 万円以下	2 分の 1 の軽減									
750 万円超 1,000 万円以下	4 分の 1 の軽減									
参考事項	○ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要 ○ 損失額が、その年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後 3 年間に繰り越して各年の所得金額から控除できる	○ 原則として、損害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の者 ○ 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要								

※1 災害減免法第2条にいう「住宅」とは、自己又は扶養親族等が常時起居する住宅をいう。よって、生活の本拠であるかを問わず、たとえば、2か所以上の住宅に自己又は扶養親族等が常時起居しているときは、そのいずれも「住宅」とし、常時起居する住宅に附属する倉庫、物置等の附属建物は、「住宅」に含める。

※2 災害減免法第2条にいう「家財」とは、自己又は扶養親族等が所有する家財で、日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。

※3 災害関連支出とは、災害に直接関連して支出した金額で災害により滅失した住宅、家財を除去するための支出、土砂その他の障害物を除去するための支出、原状回復のための費用等をいう（所令 206 ①②）。

2 資産に係る損失の取扱い

資産に係る損失の取扱いについては、その種類等の別に応じて、次のとおりとなります。

資産の種類		損 失 の 発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価	
所得 税法 の 規定	固定 資産 及び 繰延 資産	(1) 不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される資産（事業用資産）	取壊し、除却、滅失（損壊による価値の減少を含む。）その他の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額の計算上必要経費に算入される（所法 51 ①）	1 青色申告者の場合、その年に純損失が生じたときはその純損失の金額は、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後 3 年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される（所法 70 ①、140） 2 白色申告者の場合、その年に純損失が生じ、かつ、その純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後 3 年間に繰り越して総所得金額等の計算上控除される（所法 70 ②）	1 その資産の取得費等を基礎として計算する 2 家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産については、償却費の累積額又は減価の額を控除して計算する 3 昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有している資産の取得費等については、昭和 28 年 1 月 1 日における相続評価額に置きかえる
		(2) 生活に通常必要でない資産	災 害、盗 難、横 領	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される（所法 62）	損失の生じた日の属する年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除されない部分は、翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除される（所法 62）	4 保険金、損害賠償金等により補てんされる部分の金額は除かれる（所法 51、62、所令 142、143、178）
			災 害、盗 難、横 領 以外の事由	課税上、考慮されない		

所得税法の規定	固定資産及び繰延資産	(3) 不動産所得、雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産((1)(2)及び(6)に該当するものを除く)	災害、盗難、横領以外の事由	損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額(その損失の金額を必要経費に算入しないで計算した金額)を限度としてその年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51 ④)	なし	固定資産の事業用のものの場合と同じ
		(4) 上記以外の資産(業務に係るものを除く)	災害、盗難、横領	雑損失の金額として、損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除される(所法 72) ただし、(3)の資産の災害、盗難、横領による損失については、必要経費に算入することもできる(所基 72-1)	損失の生じた日の属する年分の総所得金額等から控除しきれなかった部分の金額は、その年の翌年以後3年間に繰越して総所得金額等の計算上控除される(所法 71)	1 損失の生じた日の時価により計算する 2 保険金、損害賠償金等で補てんされるものは除かれる(所法 72、所令 206)
			災害、盗難、横領以外の事由	課税上、考慮されない		
	(5) 棚卸資産	事由を問わない	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 37)	固定資産の事業用のものの場合と同じ	期末棚卸資産の評価を通じて計算する(所法 47) ただし、棚卸資産の災害による損失を翌年以降に繰り越す場合における損失額は、被災直後の取得価額を基として計算する(所法 70 ②)	
	(6) 山林	災害、盗難、横領	損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される(所法 51 ③)	同上	固定資産の事業用のものの場合と同じ	

	資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後への繰越等	損失等の評価
災害減免法の規定	住宅及び家財	災害	所得金額の合計額が 500万円以下の場合 …所得税全額免除 500万円を超え750万円以下の場合 …所得税50%軽減 750万円を超え、 1,000万円以下の場合 …所得税25%軽減	なし	1 損失の生じた日の時価により計算する 2 保険金、損害賠償金等で補てんされるものは除かれる

3 雑損控除

(1) 雑損控除の対象となる資産の範囲

雑損控除の対象となる資産は、自己又は扶養親族等有する生活に通常必要な資産に限られ、次に掲げる資産は雑損控除の対象となりません。

イ 生活に通常必要でない資産（所令178）

- ① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 居住の用に供しない住宅で主として趣味、娯楽又は保養の用に供するもの、その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③ 1個又は1組の時価が30万円を超える貴金属、書画、骨とう及び美術工芸品並びに生活に通常必要でない動産

ロ 棚卸資産

ハ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産、繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分

ニ 山林

(2) 損失額の算定

イ 原則的取扱い

損失額は、資産の種類にかかわらず、その損失が生じたときの直前におけるその資産の時価を基として計算します（所令206③）。

$$\text{損失額} = \text{被災直前の資産の時価} - \text{被災直後の資産の時価}$$

なお、時価が明らかでない場合には、その資産と同一の新品資産を購入すると仮定した場合の取得価額（再取得価額）から、その時までの減価の額を控除した額を時価とすることができます。

さらに、被災直前・直後の時価算定が困難な場合には、損失額の測定値として原状回復費用の額を資産本体の損失として計算しても差し支えありません。

また、災害に直接関連して支出した金額で、原状回復のための支出の部分の額とその他の部分の額とに区分することが困難なものについては、その金額の30%に相当する額を原状回復のための支出の部分の額とし、残余の額（70%に相当する額）を資本的支出の部分の額とすることができます（基通72-3）。

ロ 実務における取扱い

災害により損害を受けた資産について、個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の算定方式（以下「損失額の合理的な算定方式」という。）で計算してよいこととして取り扱います。

ただし、損失額の合理的な算定方式による計算が実態にそぐわない場合には、被害を受けた個々の資産について原則に従い計算を行います。

損失額の合理的な算定方式は概ね次のとおりとなります。

なお、具体的な計算に当たっては、Ⅲ参考資料編の様式集「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を用います。

（イ） 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額等が明らかな場合

当該住宅の取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

（注１） 減価償却費の計算における耐用年数は通常の耐用年数に 1.5 倍したものをを用いる（以下同じ）。

（注２） 保険金、共済金及び損害賠償金等で補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となる（以下同じ）。

② ①以外の場合

当該住宅の地域別・構造別の 1 m²当たりの工事費用に総床面積（事業用部分を除く。）を乗じた金額から減価償却費を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1 m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

（ロ） 家財に対する損失額の計算

① 取得価額等が明らかな場合

当該家財の取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② ①以外の場合

家族構成別家財評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

（ハ） 車両に対する損失額の計算

通常、生活に必要な車両に限り、取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

（注） 車両の損失に対する取扱い

イ 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は扶養親族等が、専ら通勤に使用しているなどの車両の使用が生活に不可欠であることなどにより、総合的に判断することとします。

なお、一般的に、車両については、損害保険に加入している例が多いことに留意してください。

ロ 水害等により車両を修理した場合の修理代について、災害関連支出となるものはその原状回復に要した費用のうち、車両本体の損失に相当する金額を除く部分に限られます。

4 災害義援金等に関する取扱い

(1) 個人が見舞金、災害義援金等を受け取った場合の取扱い

災害により、個人が個人から見舞金や災害義援金を受け取った場合、又は、個人が法人から見舞金や災害義援金を受けた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません（所法 9 ①十六、所令 30、所基通 9 - 23、相法 21 の 3、相基通 21 の 3 - 9）。

見舞金や災害義援金（これらに類するものを含み、以下「見舞金等」という。）は、一般的には、損失の金額の補てんに充てられる「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」には含まれません。

しかし、見舞金等の名称で支払を受ける金品であっても、雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減免除の適用対象となる資産（以下「対象資産」という。）の損失の金額を補てんする目的で支払われるものについては、その実質において保険金、損害賠償金等と何ら異ならないため、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれることとなります。

したがって、見舞金等を受け取っている場合には、その名目のいかんにかかわらず、対象資産の損失を補てんする目的か否かを確認して判断することに留意してください。

なお、次のイ又はロに掲げるものは、「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」に含まれるものとして取り扱います。

イ 損害保険契約又は火災共済契約に基づき被災者が支払を受ける見舞金

ロ 資産の損害の補てんを目的とする任意の互助組織から支払を受ける災害見舞金

(2) 個人が災害義援金等を支出した場合の寄付金控除の取扱い

災害があった場合に、災害救助法の適用区域の被災者のために、日本赤十字社や新聞・放送等の報道機関等の募金団体が災害義援金の募集を行った場合において、その募金団体に拠出した災害義援金が最終的に地方公共団体が組織する災害義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、その災害義援金は国等に対する寄付金に該当します（所基通 78 - 5）。

したがって、個人が災害義援金を支出した場合、寄付金控除の対象となります（所法 78）。

なお、寄付金控除を受けるためには、領収証（金融機関が発行した振込金受領証又は募金団体が発行した預り証等を含む。）と地方公共団体への災害義援金等であることを明らかにする、災害義援金募集要綱や募金の趣旨、災害義援金等の使途を明らかにした書類（新聞報道等を含み、領収証にその旨が記載されている場合を除く。）が必要です。

また、個人が、災害を受けた自己の使用人に対して見舞金等を支給し、これを福利厚生費として必要経費に算入した場合において、当該見舞金等が一定の基準に従って支給され、かつ、その金額が見舞金等として社会通念上相当であるときは、これを認めます。

第2 予定納税の減額、源泉徴収の徴収猶予

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の源泉所得税などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予 定 納 税 の 減 額				給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	災害を受けた日の区分	1月1日 から 6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請する。	災害減免法	左記の①、②のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 なお、左記の①、②に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する源泉所得税が徴収猶予される。
		7月1日 から 10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請する。		【手続】 ○ 徴収猶予 災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、徴収猶予の申請書を所轄する税務署長に提出する。 ○ 還付 還付申告書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明書を添えて、所轄する税務署長に提出する。
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の①、②のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額申請する。 ① 住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること。 ② その年の所得金額の見積額が、1,000万円以下であること。				

第3 納税の猶予

災害などにより相当の損失を受けた場合、税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

イ 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税 …… 納期限から1年以内

ロ 所得税の予定納税や消費税の中間申告分 …… 確定申告書の提出期限まで

(注) イ、ロとも災害のやんだ日から2か月以内に申請することが必要である。

② 既に納期限の到来している国税で一時に納付することができないと認められる国税 …… 1年以内

第4 申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長され、地域指定と個別指定があります。

① 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示し、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいこととなります。

(注) 今回の災害に伴う「地域指定」はⅢ参考資料編 100 ページ「災害による指定地域」参照

② 個別指定

地域指定されていない場合、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることとなります。

第5 法人課税関係等

税 目	区 分	説 明	
法 人 税	1 申告期限・納期限の延長 (期限が10/23以降のもの)	地 域 指 定	手続は不要。別途定められる日が申告期限及び納付期限になります。
		個 別 指 定	所轄の税務署長に期限の延長を申請しその承認を受けてください。
		法 75 条①	所轄の税務署長に期限の延長を申請しその承認を受けてください。
		○ 地域指定区域の方はさらに法 75 ①の期限延長申請ができます。(延長期間以降延長期間の利子税が加算されます。) ○ 地域指定区域以外の方は個別指定と法 75 ①のどちらか選択制になります。個別指定の場合、延長期間の利子税は加算されませんが、法 75 ①の期限延長は利子税が加算されます。	
	2 損失額の確定について	○ 全損失資産の場合、その資産の簿価(残存価額) ○ 原状回復するための費用(修繕費等) ○ 一部損害資産の場合は決算期末の適正時価と簿価との差額	
	3 災害損失欠損金制度	白色申告法人でも、災害による損失金の繰越の明細書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告を提出している場合、欠損金を最大7年間繰り越せます。	
消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方道路税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税(書式表示によるもの)	申告期限・納期限の延長 (期限が10/23以降のもの)	地 域 指 定	手続は不要。別途定められる日が申告期限及び納付期限になります。
		個 別 指 定	所轄の税務署長に期限の延長を申請しその承認を受けてください。

酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税	被災酒類等の酒税等の救済措置	○ 酒類、たばこ、揮発油など販売業者の方が販売のために所持していた酒類、たばこ、揮発油などが災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、酒税等の税相当額について救済措置を受けることができます。 ○ 救済措置を受けるためには、販売業者の方が「被災確認申請書」を災害のやんだ日から1か月以内に所轄の税務署長に提出し、確認書の交付を受けてください。	
自動車重量税	被災自動車に係る自動車重量税還付申請手続	「被災自動車」とは、自動車の販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証等を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管している間に自動車重量税が納付され、自動車検査証等を受けたもので、災害による被害を受けたことにより当該自動車検査証等の指定を受けた後、走行の用に供されことなく使用が廃止されたものをいいます。	被災自動車を保管していた販売業者等が災害のやんだ日から、1か月以内に申請して交付された被災自動車確認書及び自動車重量税納付税額証明書等を添付した還付申請書を災害のやんだ日から4か月以内に提出してください。
源泉所得税 (徴収義務者)	1 納期限の延長 (期限が10/23以降のもの)	地域指定	手続は不要。別途定められる日が納期限になります。
		個別指定	所轄の税務署長に期限の延長を申請しその承認を受けてください。
	2 納税の猶予	財産につき相当（全財産の20%以上）の損失を受けた徴収義務者が、所轄の税務署長に申請すれば、以下の①、②の両方を満たすものについて、法定の納期限から1年以内の納税猶予が認められます。 ① 損失を受けた日に法定納期限が到来していないもの ② 10月末までに源泉徴収すべきもので、損失を受けた日以後1年以内に納付すべきもの 上記に該当しない場合でも、災害により国税を一時に納付できない場合は、申請により、その納付できないと認められる金額を限度として1年以内の猶予が認められます。	

税 目	区 分	説 明
源泉所得者 (受給者)	徴収の猶予 (給与等受給者)	○ 給与所得者及び公的年金等の受給者が、災害により住宅や家財についてその価額の1/2以上の損害を受けかつその年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合、源泉徴収の猶予及び還付又はその両方を受けることができます。(見積額に応じて、猶予される期間や還付される金額が異なります。) ○ 徴収の猶予及び還付を受けた方は年末調整を受けることができませんので、確定申告で精算してください。
		徴収猶予を受けたい方及び徴収猶予とあわせて還付を受けたい方 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書を災害を受けた日以後最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに勤務先を経由して勤務先の所轄税務署長に提出してください。
		還付を受けたい方 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書に還付を受けようとする税額が納付済みである旨の勤務先の証明書を添えて所得者の所轄税務署長に提出してください。
		報酬料金の支払いを受ける方は、申請により源泉徴収の猶予を受けることができます。

第6 相続税・贈与税関係

相続又は贈与により取得した財産について、今回の災害で甚大な被害を受けた場合で、次に該当するものについては、その被害を受けた財産の価額に相当する部分について災害減免法により軽減又は免除されることとされています。

	申告書の提出期限後（災害減免法第4条）	申告書の提出期限前（災害減免法第6条）
要件等	計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上のとき、又は、動産などの価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上のときは、被害のあった日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に相当する税額が免除されます。 ※ 「被害のあった日以後に納付すべき税額」には延滞税、利子税及び加算税のほか、既に納付済みの税額や滞納となっている税額は含まれません。	計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上のとき、又は、動産などの価額のうち被害を受けた部分の占める割合が10分の1以上のときは、相続税又は贈与税の計算に当たって被害を受けた部分の価額を控除した価額が課税価格となります。
手続	「災害免除法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書」を別途定められる日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。	相続税又は贈与税の期限内申告書に、「災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書」を添付してください。